

随意契約理由書

件名	事故車修理 松原546号	
契約の相手方	西村自動車(株)	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号及び第5号に該当	
随意契約の理由	<p>本件は、市バス車両(三菱製)の事故車修理である。公共交通機関としてのバス車両は、運行計画に従い稼働している。車両が不足すれば運行ダイヤを削減することとなり、運行に支障をきたす。この為、1日も早い稼働復帰が出来るよう、事故車両の修理には緊急を要する。</p> <p>上記業者は、複数ある三菱製バスの修理業者のうち、緊急な修理にも修理場所と作業人員が確保できることが判明した唯一の業者であり、期限内に修理を確実に履行することができる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 自動車部 市バス車両課 車両計画係	(電話番号 078-992-3333)